

消費税軽減税率制度説明会のご案内

消費税軽減税率制度の実施時期（10月1日）が迫ってきました！

準備はお済ですか？

～消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関係する制度です～

必要なことって何？

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者は、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者は、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要になります。

免税事業者であっても、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付が求められる場合があります。



軽減税率制度の実施まで期間が限られてきましたが、事業者の方々に軽減税率制度への対応準備を円滑に進めていただくためには、早期に対応の準備をしていただく必要があります。

税務署では、軽減税率制度等や軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）についての理解を深めていただくために、軽減税率制度等に関する説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

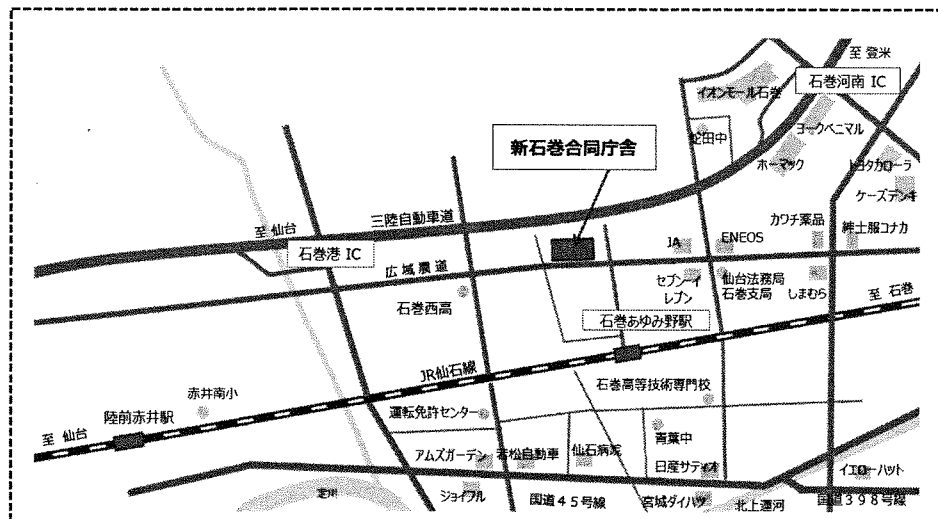
説明会日程は、裏面をご覧ください

● 消費税軽減税率制度説明会の開催日程等

開催日時：平成31年4月23日（火） 10:30～11:30
平成31年4月23日（火） 13:30～14:30
平成31年4月24日（水） 10:30～11:30
平成31年4月24日（水） 13:30～14:30
（各回とも内容は同じです。）

開催会場：宮城県石巻合同庁舎 1階 大会議室
※席数には限りがあります

所在地：石巻市あゆみ野五丁目7番地



三陸自動車道石巻港ICから東へ約1km（車で約3分）
JR仙石線石巻あゆみ野駅から北へ約700m（徒歩で約9分）

ご持参いただきたいもの：筆記用具

● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ 軽減税率対策補助金(複数税率対応レジの導入等支援)について
- ・ インボイス制度について

【お問合せ先】

石巻税務署 法人課税第一部門 電話 0225-22-4151（内線233）
（お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。）